

いこいの村大和高原事業者選定委員会規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号

いこいの村大和高原事業者選定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、いこいの村大和高原事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

一 学識経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(委員長)

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第五条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、産業・雇用振興部雇用政策課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。